

報告事項 1（周知・報告）

令和 8 年度第 1 学期（令和 8 年 4 月 1 日以降同年 8 月 31 日まで）における
教職員の懲戒処分の状況等について

教育長が専決した標記状況等について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 16 日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和８年度における教職員の懲戒処分の状況について

１ 報告期間

令和８年４月１日から同年８月３１日まで

２ 概 要

期間中、１４件（１４名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	０〔１〕	０〔０〕	４〔５〕	１〔０〕	５〔６〕
支援学校	０〔０〕	１〔０〕	１〔１〕	０〔１〕	２〔２〕
中学校	１〔２〕	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕	１〔２〕
小学校	１〔１〕	２〔０〕	２〔１〕	１〔０〕	６〔２〕
合 計	２〔４〕	３〔０〕	７〔７〕	２〔１〕	１４〔１２〕

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	０〔２〕	０〔０〕	３〔５〕	２〔１〕	５〔８〕
公金公物関係	０〔０〕	０〔０〕	２〔２〕	０〔０〕	２〔２〕
公務外非行関係	２〔２〕	３〔０〕	２〔０〕	０〔０〕	７〔２〕
交通法規違反等	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕
管理監督責任	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕	０〔０〕
合 計	２〔４〕	３〔０〕	７〔７〕	２〔１〕	１４〔１２〕

（１）一般服務関係…５件（５名）

①個人情報の流出等…１件（１名）

・ 市立小学校 男性校長（５０歳）『戒告』

令和７年９月２５日、授業で児童が作成したワークシートの画像を、氏名が判別できる状態で学校ブログに投稿したうえ、当該画像を自宅ＰＣから私用のＳＮＳ等に投稿した結果、児童の個人情報が流出した。

②生徒への不適切な言動…１件（１名）

・ 府立高等学校 男性教諭（５６歳）『戒告』

顧問を務めるクラブのミーティングにおいて、ミーティング中の私語や書類の未提出があったマネージャーに対して、他の部員らの前で大声で叱責し、その後の指導においても感情的になり、再び当該マネージャーを大声で叱責した。

教諭の言動を受けて、当該マネージャーは精神的苦痛を感じ、学校を欠席する等した。

[管理監督責任]

校 長（64歳） 訓告

③秩序を乱す行為等…1件（1名）

・ 市立小学校 男性教諭（38歳）『減給6月』

令和7年5月から令和8年3月の間に、勤務時間中に他の教員や児童らに聞こえる状況で、同僚教員を非難するなどしたほか、高槻市教育委員会の職員に対し暴言を吐くなどした。

また、担当するクラスの児童に不適切な指導をしたほか、自宅待機命令に反して、許可なく校内に立ち入るなどした。

[管理監督責任]

校 長（57歳） 訓告

④体罰…1件（1名）

・ 市立小学校 女性講師（65歳）『減給3月』

令和8年5月15日、教室の入口で児童と接触し、児童に蹴られた際に、児童を蹴り返す体罰を行った。

また、その後当該児童に対し別件で指導しようとした際に、児童の胸倉を掴み、膝蹴りをする体罰を行った。

[管理監督責任]

校 長（46歳） 厳重注意

⑤職務専念義務違反…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性教頭（63歳）『減給3月』

令和7年4月から令和8年5月までの14か月間において、少なくとも合計78回・約7時間にわたり、勤務時間中に常習的に勤務場所を離脱して喫煙等を行った。

また、学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

[管理監督責任]

校 長（61歳） 厳重注意

校 長（48歳） 厳重注意

（2）公金公物関係…2件（2名）

①通勤手当の不正受給…2件（2名）

・ 府立支援学校 男性教諭（39歳）『減給1月』

令和6年4月から令和7年1月までの10か月間のうち、7か月にわたって届け出た通勤経路を使用せずに自動車等で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

- ・ 府立高等学校 女性教諭（６４歳）『減給１月』

令和６年２月から同年１１月までの１０か月間のうち、９か月間にわたって届け出た通勤経路を使用せずに徒歩で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行関係…７件（７名）

①盗撮…２件（２名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（３５歳）『免職』

令和７年４月頃から令和８年４月頃にかけて、女性のスカート内を、延べ１０回程度盗撮したほか、令和８年４月２２日、駅のホーム待合列において、女性のスカート内を盗撮した。

- ・ 市立小学校 男性主事（２６歳）『免職』

令和６年７月頃から同年９月頃にかけて、また令和８年４月初旬頃から同月末頃にかけて、女子高校生のスカート内を、延べ１５回程度盗撮する等した。

②痴漢…１件（１名）

- ・ 市立小学校 男性非常勤講師（７３歳）『停職６月』

令和８年４月１７日、電車内において、女子高校生の太ももを触る痴漢行為をした。

③傷害等…２件（２名）

- ・ 府立支援学校 男性講師（５４歳）『停職１月』

令和８年４月１９日、自宅で家族と口論になった際、椅子を投げて、妻に傷害を負わせた。

- ・ 市立小学校 男性教諭（３５歳）『停職１月』

令和８年３月２０日、河内長野市内の商業施設駐車場において、面識のない男性とトラブルになり、男性の腹部を６回蹴り、傷害を負わせた。また、男性の自家用車を蹴って損壊させた。

④病気休暇中の旅行等…１件（１名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（２７歳）『減給３月』

令和６年６月１日から同月２８日にかけて、病気休暇中に、合計２回、延べ８日間、宿泊を伴う旅行に行く等した。さらに、病気休暇から復帰後、令和６年７月から同年１２月にかけて、合計６２回、延べ６８２分間にわたって、勤務時間中に学校外で喫煙する等の職場離脱を常習的に行った。

⑤同僚教員へのセクシュアル・ハラスメント…１件（１名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（３７歳）『減給１月』

令和８年２月２６日、飲み会の後、同僚教員に対し、手を繋ぐ・腰に手を回す等の身体接触や、わいせつな発言等のセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

3 府教委の主な取組み

- 令和8年4月から7月にかけて、「府立学校・小・中・義務教育学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事防止ガイドブック」や「不祥事防止ワークシート集」等を活用した校内研修等の実施を指示した。
- 令和8年7月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、令和7年3月に本府が作成し、令和8年3月に事例等を最新版に改定した「不祥事防止ガイドブック」を使用し、服務の適正化に向けた取り組みを実施するとともに、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）、性暴力・性犯罪の根絶に向けた関係資料を添付し、それらを活用することや、所属教職員に対して、「なぜ、不祥事・不正行為を行ってはいけないか」「不祥事・不正行為を行うとどうなるか」「不祥事や不正行為はどのように発覚するのか」の3点を挙げ、具体的に指導し綱紀の保持に遺漏なきよう取り組むよう指示した。
- 令和8年8月、府立学校人事校長会においても、改めて、教職員の綱紀の保持の徹底及び、不祥事防止の注意喚起を行った。
- 加えて、新たな取組として、教職員一人一人が不祥事を自分事として捉え、基本的なルールや考え方を再確認する目的で、不祥事防止チェックテストを実施する。

【チェックテストの概要】

(1) 内容

- ・過去の懲戒処分や服務上措置の事例をもとに基本的な問題を出題
- ・回答後は解説を表示することでより深い理解を促進

(2) 対象者

府立学校の全教職員

(3) 回数（頻度）

- ・年3回程度
- ・1回当たり2～3問（所要時間5分程度）

(4) 実施方法

オンライン方式にて実施

令和8年度 懲戒処分の内訳(令和8年4月1日～同年8月31日)

(単位:人)

		R8年度																R7年度																									
		高校				支援学校				中学校				小学校				R7年度合計					高校				支援学校				中学校				小学校				R7年度合計				
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別合計	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別合計
一般服務関係	体罰・暴行														1		0	0	1	0	1				1											1		0	0	2	0	2	
	個人情報の流出等														1		0	0	0	1	1																	0	0	0	0	0	
	児童生徒へのわいせつ・セクハラ行為等																0	0	0	0	0				2					1							1	0	2	0	3		
	生徒への不適切な言動等				1												0	0	0	1	1				1											0	0	1	0	1			
	所属教員へのパワーハラスメント																0	0	0	0	0							1								0	0	0	1	1			
	校内盗撮																0	0	0	0	0							1								1	0	0	0	1			
	秩序を乱す行為等															1		0	0	1	0	1														0	0	0	0	0			
	職務専念義務違反				1												0	0	1	0	1																0	0	0	0	0		
公金・公物関係	通勤手当の不正受給				1				1								0	0	2	0	2				1				1								0	0	2	0	2		
公務外非行関係	傷害等								1							1		0	2	0	0	2															0	0	0	0	0		
	生徒へのわいせつ行為																0	0	0	0	0	1														1	0	0	0	1			
	痴漢															1		0	1	0	0	1														0	0	0	0	0			
	盗撮												1			1		2	0	0	0	2										1			1	0	0	0	1				
	病気休暇中の旅行等				1												0	0	1	0	1															0	0	0	0	0			
	同僚教員へのセクシュアル・ハラスメント				1												0	0	1	0	1															0	0	0	0	0			
交通事故・交通法規違反	無免許運転・酒気帯び運転															0	0	0	0	0																0	0	0	0	0			
管理監督責任																0	0	0	0	0																	0	0	0	0	0		
校種・種別ごとの合計		0	0	4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	2	2	1	2	3	7	2	14	1	0	5	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0	4	0	7	1	12
校種別合計		5				2				1				6				14				6		2				2				2				12							

参考資料 1